九州短期大学共創プラットフォーム推進委員会規程

（設置）

第１条　九州短期大学共創プラットフォーム協定書（令和７年３月２５日締結、以下「協定書」という。）第５条の規定に基づき、九州短期大学共創プラットフォーム推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、協定書第１条の目的を達成するため、事業の企画立案、委員会のもとに設置した５つの部会の活動内容の集約調整、管理運営及び自己点検・報告を行う。

２　委員会のもとに必要に応じて部門を設置し、特定事項の協議・検討を行う。

（組織）

第３条　委員会は、各連携校から選出された委員をもって組織する。なお、必要に応じ協力機関及び外部参画機関を加えることができる。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、代表校である西九州大学短期大学部の委員をもって充てる。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第５条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　委員会は、部会から発案があれば、当該議案について審議を行うものとする。

４　委員会の審議事項は、九州短期大学共創プラットフォーム統括委員会にて審議・承認を得るものとする。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第７条　委員会の事務は、連携校の協力を得て、西九州大学短期大学部事務局が行う。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が協議して定める。

附　則

この規程は、令和７年８月２５日から施行し、令和７年３月２５日から適用する。